

特定復興産業集積区域若しくは復興産業集積区域等において機械等
 取得した場合の法人税額の特別控除、企業立地促進区域等において機
 械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等におい
 て機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

		連 事 年	結 業 度	法人名 ()					
各 連 結 法 人 に お け る 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	各 連 結 法 人 の 合 計 額 の 繰 上 計 算	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)	26	円		
	調整前連結税額の個別帰属額 $(29) \times \frac{(1)}{(26)}$	2			機械等の取得をした各連結法人の 個別所得金額の合計額 (取得適用連結法人の(1)の合計)	27			
	取得価額の合計額 (別表六の二(三十)付表「10」の合計)	3			繰越税額控除限度超過額を有する 各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)	28			
	同上のうち10%又は6%適用 資産の取得価額の合計額	4			調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二「2」)	29			
	同上のうち建物及びその附属 設備並びに構築物に係る額	5			結 当	総調整前連結税額基準額 $(29) \times \frac{20}{100}$	30		
	(4)の資産以外の資産 の取得価額の合計額 $(3) - (4)$	6				当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(14)の合計)	31		
	同上のうち建物及びその附属 設備並びに構築物に係る額	7			法 期	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7の㉓」)	32		
	税 額 控 除 限 度 額 の 計 算	8				人 分	当期税額控除額の合計額 $(31) - (32)$	33	
	$((4) - (5)) \times \frac{10}{100} + (5) \times \frac{6}{100}$	8			前		総調整前連結税額基準額 $(29) \times \frac{20}{100}$	34	
	$((6) - (7)) \times \frac{15}{100} + (7) \times \frac{8}{100}$	9				総調整前連結税額基準額の残額 $(34) \text{ 又は } ((34) - (31))$	35		
	法人 税 額 基 準 額	10			合 計	繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	・ ・ ・ ・ (各連結法人の(49の①)の合計)	36	
	調整前連結税額基準額 $(30) \times \frac{(1)}{(27)}$	11					・ ・ ・ ・ (各連結法人の(49の②)の合計)	37	
	個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$	12					・ ・ ・ ・ (各連結法人の(49の③)の合計)	38	
	法人税額基準額 (11)と(12)のうち少ない金額)	13					・ ・ ・ ・ (各連結法人の(49の④)の合計)	39	
	当期税額控除可能額 (10)と(13)のうち少ない金額)	14			合 計	40			
	調整前連結税額超過構成額 $(32) \times \frac{(14)}{(31)}$	15			繰 上 計 算	連 結 事 業 年 度 の 繰 上 計 算	・ ・ ・ ・ (別表六の二(三)付表「2の㉔」)	41	
	当期税額控除額 $(14) - (15)$	16					・ ・ ・ ・ (別表六の二(三)付表「2の㉔」)	42	
	繰越税額控除限度超過額 (48の計)	17					・ ・ ・ ・ (別表六の二(三)付表「2の㉔」)	43	
							・ ・ ・ ・ (別表六の二(三)付表「2の㉔」)	44	
	法人 税 額 基 準 額	18			合 計	45			
	調整前連結税額基準額 $(35) \times \frac{(1)}{(28)}$	18			算	繰 上 計 算	当期繰越税額控除額の合計額 $(40) - (45)$	46	
	個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$	19					法人税額の特別控除額の合計額 $(33) + (46)$	47	
	個別帰属額基準額の残額 (19)又は((19) - (14))	20			各 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 繰 上 計 算	連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度	前期繰越額又は当 期税額控除限度額	48	
	法人 税 額 基 準 額	21					当期控除可能額	49	
	当期繰越税額控除可能額 (17)と(21)のうち少ない金額)	22					翌期繰越額 $(48) - (49)$	50	
調整前連結税額超過構成額 $(41) \times \frac{(49の①)}{(36)} + (42) \times \frac{(49の②)}{(37)}$ $+ (43) \times \frac{(49の③)}{(38)} + (44) \times \frac{(49の④)}{(39)}$	23		①	円			円		
繰 上 計 算	24		②		外 円				
			③		外				
当期繰越税額控除額 $(22) - (23)$	24		④		外				
繰 上 計 算	25		計		(22)				
			当期分	(10)	(14)	外			
法人税額の特別控除額の個別帰属額 $(16) + (24)$	25		合 計						